

和光市役所本庁舎デジタルサイネージ設置事業仕様書

1 目的

和光市役所（以下「庁舎」という。）において、デジタルサイネージを設置し、これを媒体とした庁舎内の案内及び広告を掲示する事業（以下「当該事業」という。）を実施します。

2 事業計画

当該事業の実施者（以下「事業者」という。）は、デジタルサイネージの仕様、デジタルサイネージの設置に係る施工管理及び広告の内容に関する事項についてあらかじめ和光市と協議の上、当該事項を記載した事業計画書を提出していただきます。

3 設置場所

和光市広沢 1 番 5 号 和光市役所庁舎内 1 階 正面口東側ドア付近(別紙 2 参照)

4 事業の実施期間

- (1) 令和 7 年 4 月上旬までに設置してください。なお、設置工事等の日程については、和光市と協議することとします。
- (2) 設置期間 設置日から令和 12 年 3 月 31 日までとします。

5 規格

- (1) サイズ 縦（高さ）2,100mm×横（幅）2,000mm×奥行（厚さ）150mm以内
- (2) スチール製でメタリック焼付塗装と同程度の仕様を施してください。
- (3) 本体枠の角が鋭利にならないよう加工してください。
- (4) 使用材料等については、環境に配慮した設計とし、省エネ、環境対策として、照明を使用する場合は、光源を LED としてください。また、和光市が状況に応じて電源の開閉及び調光できるものとしてください。

6 広告

- (1) 広告主の広告を表示し、画像・名称・電話番号等について表示することができます。
- (2) 本体内に収まる大きさで作成し、一枠が極端に大きくならないようにしてください。
- (3) 広告主、広告の内容等は、「和光市広告掲載要綱」及び「和光市広告掲載基準」（以下「広告要綱等」という。）を遵守するとともに、事前に和光市の審査を受け、その承認を得たものでなければなりません。

7 庁舎案内

- (1) 庁舎案内は各階の案内を日本語の他、英語も併記してください。
- (2) 事業者は庁舎案内データの著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定されている権利を含む）について全部を譲渡するものとし、和光市は無償で使用する権利を持つものとします。また、そのデータを和光市からの求めがあった場合、提供してください（提供するデータの形態は、別途協議の上決定します）。
- (3) レイアウトやデザインについては、別途和光市と協議し決定することとします。

8 建物賃貸借契約と電気料

- (1) 事業者は、デジタルサイネージ設置場所の賃貸借契約を和光市と締結し、その契約に定める貸付料を支払うこととします。
- (2) 電気を使用する場合は、製品カタログ等により申告する消費電力を基に算出し、

電気料を支払うこととします。

9 経費等の負担

事業者は、次の各号に該当する経費等を負担するものとします。

- (1) デジタルサイネージの制作、設置及び撤去
- (2) 広告主の募集、広告の作成、掲載及び撤去
- (3) デジタルサイネージの破損、汚損に伴う措置
- (4) デジタルサイネージ内における和光市庁舎案内標示の変更等に伴う措置
- (5) 契約終了による原状回復

10 デジタルサイネージ設置に当たっての留意事項

- (1) 庁舎の維持管理及び災害時の避難誘導に支障とならない場所及び構造とするよう配慮してください。
- (2) デジタルサイネージの転倒、破損等により、庁舎の利用者等に危険を生じさせることがないようにしてください。
- (3) デジタルサイネージの設置及び撤去並びに広告内容の変更に関する作業を行う場合は、事前に市と日程を調整してください。

11 広告内容の修正・削除

市は、広告主及び広告内容が、広告要綱等及び関連法令に違反しているとき、又は、庁舎において掲載するものとしてふさわしくないと判断したときは、事業者に対し広告内容の修正又は削除を求めることができます。この場合において、当該変更及び修正に要する費用は、事業者の負担とします。また、市に納入すべき広告料の減額を行わず、広告主又は事業者に対して賠償の責任を負わないこととします。

12 著作権等

- (1) 事業者は、庁舎内案内及び広告の制作に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとします。
- (2) 本事業による庁舎内案内に掲載される写真又は画像データ等を、市の事業の紹介等の行政目的のために、市が作成若しくは関与する印刷物又はホームページ等に掲載する場合は、事業者は、その利用を許諾するとともに、広告主からも許諾を得るよう努めてください。ただし、広告主又は第三者の権利を侵害し、又はそのおそれがある場合は、この限りではありません。

13 事業者の責務

- (1) 事業者は、広告の内容その他広告に関する事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正の行為をしないこととします。
- (2) 事業者は、広告の掲載により市又は第三者に損害を与えた場合は、自らの責任及び負担において解決することとします。
- (3) 事業者は、広告事業について市と締結した契約に基づく権利を第三者に譲渡しないこととします。
- (4) 庁舎案内及び広告に関する問い合わせ先を明確に表示してください。

14 その他

- (1) 設備の状態は良好に保ってください。
- (2) 庁舎施設に負担の少ない方法で固定し、地震等の際の落下や転倒に対する防止策を十分に講じてください。なお、万が一事故等が発生した場合は、事業者の責任において対応してください。
- (3) 合理的な理由により、デジタルサイネージ本体の移動等の必要が生じた場合は、事業者はその指示に従うこととします。なお、当該指示に従うことにより生じる費用は、事業者の負担とします。
- (4) 電気の使用は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとし、タイマー機能等により自動で電源管理が可能なものとするほか、和光市が状況に応じて変更できるものとします。なお、毎月の第3土曜日については午前8時30分から正午までを使用時間とします。
- (5) 広告の掲載に当たっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、原則として民間事業者等の広告欄であることを注記してください。また、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関すること、その他必要な事項についても注記してください。
- (6) 音声の発生する機材の設置は認めません。
- (7) 事業者は、広告主の募集・決定・広告物の事前確認、広告物の提出その他広告主との調整など広告掲載に係る一切の業務を行うこととします。
- (8) 事故等が発生した場合は、事業者の責任において解決してください。
- (9) 使用許可の期間の満了又は取消しによりデジタルサイネージを撤去したときは、速やかに設置場所の原状回復をしてください。
- (10) 契約期間内であっても、庁舎のレイアウト変更により、やむを得ずデジタルサイネージの設置場所を協議の上変更する場合があります。
- (11) 和光市の信頼及び品位を損なうことがないように、細心の注意を払ってください。
- (12) この仕様書に明記されていない事項については、和光市と協議の上決定するものとします。